

CSR報告書

2024

合同会社 ESG



合同会社 ESG は

・E（環境重視）・S（社会貢献）・G（透明性のあるガバナンス）をミッションに掲げた企業努力を継続して参ります。

主に医療機関を顧客とし感染性廃棄物の収集運搬及び処分に従事し、社会生活に必要不可欠な付加価値の高いサービス提供の維持・継続を行い、社会に貢献致します。

表紙	P1
Index	P2
「環境報告」	P3
環境認証の取得	
優良認定	
CO2 排出削減の取組み	
コンプライアンス	
教育プログラム	
「社会貢献活動」	P6
石狩新港地区ごみゼロクリーン作戦 地区実施 2 回	
石狩地区 自社実施清掃活動 2 回	
上富良野施設周辺ごみゼロクリーン作戦 地区実施 1 回	
上富良野施設周辺地区 自社実施清掃活動 1 回	
「環境コミュニケーション」	P7
廃棄物に関するセミナーの開催	
施設見学の受入	
「安全への取組み」	P8
緊急時対応訓練	

「環境報告」

・環境認証の取得

弊社では環境省が策定したエコアクション21を認証取得しています。またそれに伴い、弊社のHPでは「環境経営レポート」を開示しています。

PDCA サイクルを備えた環境マネジメントシステムの普及を進め、環境経営の実効性を高めていくとともに、企業における従業員の教育を促し、事業活動における更なる環境配慮の促進を図ってまいります。



・優良認定

産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物中間処理業、特別管理産業廃棄物中間処理業の許可において、通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした業者として、北海道より「優良」認定を受けています。

- ・CO2排出削減の取組み

収集運搬用トラック入替時の低燃費車への入替、エコドライブの推奨、バイオ燃料の利用促進、廃棄物中間処理用焼却炉の安定運行による電力・灯油使用量の削減、工場施設等照明のLED化・省エネ機器の導入を順次進めています。2023年からは、収集運搬量・処分量を原単位としたCO2排出量の削減を進めております。

また、JAグループ北海道の古くなったフレコンを破碎・洗浄・ペレット化し、パール容器の原料化に取り組みました。

- ・コンプライアンス

企業の社会的責任を果たすうえで、環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価を行い、改善に努めています。

また、社内組織改定でコンプライアンス室を設置しました。

- ・教育プログラム

- <社員教育・資格取得>

弊社では産業廃棄物の適正処理等に係る各種教育訓練を実施。

主な有資格者は次ページのとおり。

必要資格については会社負担で取得を推進しています。

<有資格者一覧>

2024年3月現在

資格名称	人数	資格名称	人数
安全衛生推進者養成講習	2	古物商	1
安全管理者	4	危険物取扱者（乙種4類）	7
ボイラー技士 2級	2	危険物取扱者（乙種5類）	1
フォークリフト運転技能講習	45	危険物取扱者（丙種）	4
車両系建設機械技能講習（整地等）	28	甲種防火管理者	1
小型移動式クレーン運転技能講習	11	産業廃棄物焼却施設技術管理士	5
クレーン運転特別教育修了者	8	産廃・特管産廃更新時講習（処分）	1
玉掛け技能講習修了者	15	産廃・特管産廃更新時講習（運搬）	1
卓上操作式クレーン技能講習	1	廃棄物焼却施設業務	20
不整地運搬車運転技能講習	1	ダイオキシン類作業指揮者安全衛生教育	1
高所作業車運転技能講習	2	安全運転管理者	2
移動式クレーン運転士(5t 以上)	2	自動車整備士（ガソリン2級）	1
		自動車整備士（ジーゼル2級）	1
		自動車整備士（ガソリン3級）	2
自由研削砥石の取替え等特別教育	2	自動車整備士（シャシ3級）	1
ガス溶接技能講習	9		
アーク溶接等業務に係る特別教育	4	危機管理アシスタント	1
小型車両系建設機械（整地等）運転特別教育	1	電気工事士 2種	3
鉛作業主任者	1	工事担当者（アナログ3種）	1
移動式クレーン運転士	8	登録販売者	1
ローラー（締固め用）の運転の業務	1	普通救命講習	2
廃棄物焼却施設業務特別教育	20		
ダイオキシン類作業指揮者安全衛生教育	1		
地山の掘削及び土留め支保工作作業主任者	1		
テールゲートリフター特別教育インストラクター	2		
テールゲートリフター特別教育	29		

「社会貢献活動」

石狩新港地区ごみゼロクリーン作戦（年2回 6月26日、10月24日）



石狩地区自社実施清掃活動（年2回 4月24日、9月25日）



上富良野施設周辺ごみクリーン作戦(4月14日)



上富良野施設周辺地区自社実施清掃活動（11月21日）



「環境コミュニケーション」

- ・ 廃棄物に関するセミナーの開催

廃棄物の適正処理を進める病院・企業の職員様とのコミュニケーションに励み適正処理を推進しています。

- ・ 施設見学の受入

北海道循環型社会形成の推進に関する条例第32条では、産業廃棄物の排出事業者に対し、1年以上継続して処理を委託する処理業者に対して年1回以上の実地確認を行うことを義務付けています。

<施設見学受入状況>

年 度	石狩事業所	上富良野焼却施設
2020 年度	6 事業所	12 事業所
2021 年度	5 事業所	5 事業所
2022 年度	5 事業所	7 事業所
2023 年度	3 事業所	6 事業所
2024 年度	1 事業所	6 事業所

「安全への取り組み」

・緊急時対応訓練

本社・石狩事業所・上富良野中間処理施設において、石狩市防災まちづくり協会・上富良野消防署のご協力をいただき「救命講習」（AEDの使用
方法・心肺蘇生）を実施しました。

今回の訓練を機会に両事業所には AED を設置し、また、地域にも設置を
知らせる幟を立てました。

本社・石狩事業所（受講者41名）



4月3日～24日計7回

上富良野処理施設（受講者21名）



9月5日